

会社の機関設計(一般)

東京大学経済学部 高橋伸夫

2005年公布、2006年5月1日施行の会社法に則って、株式会社(特例有限会社を含む)、合名会社、合資会社、合同会社とはどんな会社なのかを整理してみることにしよう。

株式会社に対して、合名会社・合資会社・合同会社の3形態は、2006年施行の会社法では「持分会社」と総称されるようになった。各会社の説明をするために、出資者、出資の内容についての基本的用語を説明しておく必要がある。まず出資者は、株式会社では「株主」、他の会社では「社員」と呼ばれる。さらに社員には、自己の全財産を投じて債務等の弁済・弁償を行う無限責任社員(partner with unlimited liabilities)と出資額を限度として責任を負う有限責任社員(partner with limited liabilities)の2種類がある。株式会社の株主は有限責任「社員」である。

出資の方法としては、通常行われる金銭または現物による財産出資に加えて、あまり一般的ではないが、長年勤めた使用人を社員に引き上げるときや経営上必要な技術者を社員とするときに用いられる労務出資、会社に自己の信用を利用させることを出資の目的とする場合に用いられる信用出資の計3種類がある。このうち労務出資と信用出資の場合には資本勘定には記帳しないが、期末の純損益の分配の際に財産出資と同等にその評価額に応じ比例分配を受けることになる。以上のような基本的用語に基づいて、各会社形態の特徴は表1のように整理される。

また、旧商法では、会社とは商行為その他の営利行為を業とすることを目的とする社団とされていた(旧商法 52条)ために、利益を構成員に分配しない共同企業形態は商法上の会社とはいえなかった。実際、例えば、保険会社に固有の相互会社という形態は、1940年(昭和15年)から施行された保険業法によってのみ設立される特別の法律形態で、法律上の建前としては保険を必要とする人が100人以上集まって基金を集めて、契約者が相互に協力扶助しての保険を目的として設立される法人である。日本の主要な保険会社はもともと株式会社であったが、第二次世界大戦後の占領軍の財閥解体の際などに、財閥の残存影響力をできるだけ少なくするため、相互会社に再編成されたものである。しかし、市場での資金調達や合併・買収を容易にするために、相互会社を株式会社化する動きもあり、2002年4月には、大同生命が相互会社から株式会社への組織変更と上場を行っている。その際には保険の契約者に対して株式が交付されている。

表1. 企業形態

根拠法	会社法(2006年5月1日施行)				有限責任事業組合契約に関する法律(2005年)	
	商法 (1890年)	有限会社法 (1938年)	商法 (1890年)			
企業形態	株式会社		持分会社 ^{*2}			有限責任事業組合
	特例有限会社 ^{*1}		合名会社	合資会社	合同会社	
モデル・対応		ドイツ GmbH			米国 LLC ^{*6} (limited liability company)	英国 LLP (limited liability partnership)
出資者	株主(有限責任)	有限責任社員	無限責任社員 ^{*3}		有限責任社員	有限責任社員
出資の内容	財産出資のみ		財産、労務、信用出資のいずれも可		財産出資のみ	財産出資のみ
持分譲渡	原則として自由	社員間は自由、他は社員総会の承認が必要	全社員の同意が必要		全業務執行社員の同意が必要	
業務執行権	取締役	取締役	原則として全社員 ^{*4} (定款自治 ^{*5})			
代表権	代表取締役	取締役	原則として全業務執行社員(定款自治 ^{*5})			
課税方式	法人課税				構成員課税 (パススルー課税)	
出資者への報酬	認められる				認められない	

- *1 有限会社法は会社法の施行にともない2006年に廃止され、有限会社を設立することはもうできない。既存の有限会社は、会社法の「株式会社」として存続する(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という)2条①)が、商号中に「有限会社」という文字を用いる限り「特例有限会社」として扱われる(整備法3条)。特例有限会社の特則として①決算公告義務が課されない(整備法28条)②取締役等の任期(株式会社であれば最長10年)の定めがない(整備法18条)等の既得権保障的な特徴が残っている。
- *2 合名会社・合資会社・合同会社の3種類の持分会社間で「会社の種類を変更」することは定款変更と位置づけられる(会社法638条～640条)。それに対して、株式会社と持分会社の間での変更は「組織変更」という(会社法2条26号)。
- *3 旧商法では禁止されていたが、会社法では、①法人が無限責任社員になることができる(旧商法55条→会社法598条)②社員が1名の持分会社の設立・存続を認める(旧商法94条④→会社法641条4号)。
- *4 旧商法では、合資会社の有限責任社員は業務を執行できなかった(旧商法156条→会社法590条①)。
- *5 定款で自由に機関設計できるということ。たとえば、利益や権限の配分は出資比率に拘束されないし、取締役会や監査役の設置も強制ではない。
- *6 合同会社は、米国のLLCをモデルにして日本への導入が決まったもので、「合同会社」という名称が確定するまで「日本版LLC」と呼ばれていた。しかし、米国のLLCの利点の一つであるパススルー課税(出資者に直接課税する構成員課税で、法人税の支払を免れる)が、財務省の反対で実現せず、急遽、会社法の枠外で有限責任事業組合(LLP)が法制化された経緯がある(LLPは組合であって法人ではないので法人税、法人住民税(最低7万円)がかからない)。したがって、合同会社は米国のLLCをモデルにはしたが、米国のLLCと対応しているとはいえない。有限責任事業組合の設立例としては、JR東日本、NTTドコモ、NTTデータが4億円ずつ出資して、2005年10月に設立した「Suica普及LLP」がある。